

(一関市千厩ミニシアター条例の一部改正)

改正前	改正後																																
<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者（以下「利用者」という。）に、許可の取消し、効力の停止、条件の変更、行為の中止、原状の回復又はミニシアターからの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>利用者</u> この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 設備機器使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用機器名</th> <th>利用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚機器</td> <td>プロジェクター及び附帯機器</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,000</u></td> </tr> <tr> <td>放送設備機器</td> <td>マイク及び附帯機器</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>500</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用機器名	利用時間	使用料	視聴覚機器	プロジェクター及び附帯機器	1回につき	<u>1,000</u>	放送設備機器	マイク及び附帯機器	1回につき	<u>500</u>	[略]				<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者（以下「利用者」という。）に、許可の取消し、効力の停止、条件の変更、行為の中止、原状の回復又はミニシアターからの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>利用者が</u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 設備機器使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用機器名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚機器</td> <td>プロジェクター及び附帯機器</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,050円</u></td> </tr> <tr> <td>放送設備機器</td> <td>マイク及び附帯機器</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: right;"><u>520円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用機器名	単位	使用料	視聴覚機器	プロジェクター及び附帯機器	1回につき	<u>1,050円</u>	放送設備機器	マイク及び附帯機器	1回につき	<u>520円</u>	[略]			
区分	利用機器名	利用時間	使用料																														
視聴覚機器	プロジェクター及び附帯機器	1回につき	<u>1,000</u>																														
放送設備機器	マイク及び附帯機器	1回につき	<u>500</u>																														
[略]																																	
区分	利用機器名	単位	使用料																														
視聴覚機器	プロジェクター及び附帯機器	1回につき	<u>1,050円</u>																														
放送設備機器	マイク及び附帯機器	1回につき	<u>520円</u>																														
[略]																																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																	